

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成24年10月18日(2012.10.18)

【公開番号】特開2011-213836(P2011-213836A)

【公開日】平成23年10月27日(2011.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2011-043

【出願番号】特願2010-82451(P2010-82451)

【国際特許分類】

C 08 L 101/00	(2006.01)
C 08 K 3/16	(2006.01)
C 08 K 3/10	(2006.01)
C 08 K 5/09	(2006.01)
C 08 K 5/07	(2006.01)
C 08 L 23/00	(2006.01)
C 08 J 11/26	(2006.01)
C 08 J 11/16	(2006.01)
C 08 J 11/24	(2006.01)
C 08 J 11/22	(2006.01)
C 08 L 101/16	(2006.01)

【F I】

C 08 L 101/00	Z A B
C 08 K 3/16	
C 08 K 3/10	
C 08 K 5/09	
C 08 K 5/07	
C 08 L 23/00	
C 08 J 11/26	
C 08 J 11/16	
C 08 J 11/24	
C 08 J 11/22	
C 08 L 101/16	

【手続補正書】

【提出日】平成24年9月4日(2012.9.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

酸化分解剤は、一般的に、光、熱、空気等の作用下で、樹脂成型体を形成するポリマーを酸化分解して、微生物分解が可能な程度に当該ポリマーを低分子化するが、本発明では、酸化分解剤の中でも、光(紫外線)曝露によってポリマーの酸化分解作用を発揮する酸化分解剤(以下、光要求性酸化分解剤)が好適に使用される。光要求性酸化分解剤を含む生分解性樹脂成型体は、遮光条件下では分解されないため、製造時、流通時、保存時等の使用前段階では遮光雰囲気(遮光空間、遮光容器、遮光袋等)で保管することにより、使用時まで耐久性の劣化を招くことなく、所望の機能を保持させることができる。このような光要求性酸化分解剤としては、例えば、希土類化合物を含む酸化分解剤が挙げられ、より具体的には商品名「P-life」(ピーライフ・ジャパン・インク株式会社製)が例示

される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0039

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0039】

また、本発明の分解剤において、酸化分解剤と塩化物塩の比率については、特に制限されるものではないが、例えば、酸化分解剤の総量100質量部当たり、塩化物塩が総量で4～2800質量部程度、好ましくは10～2600質量部程度、更に好ましくは50～2400質量部程度が挙げられる。